

予算決算常任委員会記録

1. 開催日時 令和2年9月23日(水) 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 重村委員長ほか議長を除く議員全員
4. 委員外出席議員 なし
5. 欠席委員 先野委員・綾城委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・山下次長
8. 協議事項
9月定例会本会議(9月18日)から付託された事件(議案2件)
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前9時30分 閉会 午後2時2分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和2年9月23日

予算決算常任委員長

重 村 法 弘

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

重村委員長 本日の出席委員については委員 15 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行っていただきますようお願いいたします。また、質疑については、できるだけ簡潔に行われますよう、お願いします。執行部答弁につきましても、同様をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため原則、マスク着用としておりますが、発言者の体調に配慮し、発言の際は、マスクを外すことができることといたします。それでは、これより本会議で本委員会に付託されました議案 2 件について、審査を行います。はじめに、議案第 1 号「令和 2 年度 長門市一般会計補正予算（第 8 号）」を議題とします。審査は、第 1 条「歳入歳出予算の補正」から第 4 条「地方債の補正」までを一括し、別紙一覧表に沿って、課ごとに質疑を行います。はじめに、議会事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 おはようございます。議会事務局につきましては、補足説明は特にございませぬ。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、総務課 所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 それでは総務課所管分につきまして、補足説明を行います。予算書上各科目の職員人件費の補正におきましては、4 月の人事異動等に伴う予算調整を例年 9 月補正で行っており、これに伴うものでございます。これは、令和 2 年度当初予算において昨年 11 月の予算編成時点における職員が令和 2 年度もそのまま同じ科目で人件費を支出すると仮定し予算計上しているもので、4 月の人事異動等に伴う変動につきまして今回の補正において予算の調整を行うものでございます。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企画政策課 所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 企画政策課所管分につきましては、補正予算説明資料のとおりでございまして、補足説明はございません。

堀企画総務部政策調整監 このたび議会の皆さまから本事業は数年間に渡って多額の事業費をかける大事業であると。更に地区や工期が分かれ、また、補助内容も通信系、放送系がございまして、全体像を掴むのが容易でないというご意見をいただいております。このことから、事前に資料配布をさせていただきたいと思いますが、許可をいただきたいと思っております。

重村委員長 調整監のほうから、資料の配布について許可を求めたいとのご発言をいただきました。許可をしたいと思っております。

(資料配布)

重村委員長 資料の配布漏れはありませんか。ないようでしたら、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 予算書 39 ページ、補正予算説明資料 1 ページの、今部長のほうから説明がありました、光ファイバー整備事業ですが、これはコロナウイルス感染症への対応を進めるため、前倒しで実施するというふうにあります。その他の理由、事由等はございませんでしょうか。予算に関する心配等はないのでしょうか、お伺いいたします。

重村委員長 光ファイバー網整備事業費ということでよろしいですか。

中平委員 はい、すいません。

堀企画総務部政策調整監 光ファイバー網整備につきましては、これまでケーブルテレビ網の耐災害性の強化、更には情報通信網の高速化を目的とし整備を行ってきております。長門地区についても令和 3 年度に整備を行う計画としておりましたけども、今般新型コロナウイルス感染症の対応を進めるため、特に学校教育、更には在宅学習のための情報通信基盤を加速させること、これを目的といたしまして、高度無線環境整備推進事業について、国の 2 次補正において予算化されたことを受けまして、その補助金を活用し実施をするものでございます。特に本事業につきましては、国の補助裏につきまして、国の臨時交付金等の活用もできることから、予算上有利であるというふうに判断をさせていただきまして事業実施に及んだものでございます。

南野委員 一応これは年度内、令和 2 年度、令和 3 年 3 月までに終了予定となっていて、それ以降事業を延長した場合は今度は自費になるということになります。物理的に考えて 3 月までに一応終了すること、整備が完了すること、現況

はどのような状況になるのかお尋ねしたいと思います。

堀企画総務部政策調整監 議員ご指摘のとおり、第 2 期の日置、油谷地区の工事も並行して行う中、当然事業につきましても、国の補助要綱上、年度内完了すべきものとされておるところでございます。ただし、今回審議をいただく湯本地区を除く旧油谷、長門地区の光ファイバー網の整備につきましても、年度後半での申請及び交付決定となることから、要綱上示されている年度内完了は困難ということで、総務省からも繰越を認めるとの見解をいただいております。このことから、合わせてこのたび明許費としての審議をいただくことにさせていただいております。

田村委員 お聞き苦しいかもしれませんが、よろしくお願ひします。今、堀調整監の方から資料をいただきました。これについて、もう一度調整監のほうから簡単な説明をお願いします。

堀企画総務部政策調整監 ただ今許可をいただいて配付させていただいた資料について説明をさせていただきます。光ファイバー網整備につきましても、本市が掲げる魅力発信により人の流れを加速させること、さらには産業振興による新たな雇用の創出を行うことといった最重点施策にとって欠くことができない事業として早期整備をめざし、令和元年度から総務省など国との情報交換などを行いながら整備を進めてまいっております。こうした中、令和元年度においては第 1 期といたしまして三隅地区及び湯本地区において国の放送ネットワーク整備支援事業を活用し、全体事業費の 6 億 592 万 4,000 円のうち 2 億 3,329 万 7,000 円の国庫補助をいただきまして、過疎債と併用し、事業を実施しております。なお、令和元年度分についてはその全体を放送系として申請したため、通信系部分についてはすべて放送系の補助裏として過疎債を適用しております。さらに既設のメタルケーブル撤去など、令和元年度内に完了できなかった工事については 8,702 万 8,000 円を繰越明許により過疎債を適用し、本年度実施しております。令和 2 年度である日置、油谷地区については現在施行中でございますが、放送系には放送ネットワーク整備支援事業、また通信系には高度無線環境整備推進事業を活用し、その補助裏にはそれぞれ過疎債、及び合併特例債を当てて事業を行っております。この度提案をさせていただいております長門地区の前倒し分については新型コロナウイルス感染症対応として国が第 2 次補正予算で 500 億円強の高度無線環境整備推進事業補助金を用意いただいたものを活用、通信系の整備を進めようとするものでございます。ケーブルテレビ等放送系部分を合わせて整備が必要な部分については過疎債を適用し、概算で総計 7 億 1,500 万円の事業を申請設計を行う裏付けとして予算計上させていただいております。今回の国の事業を活用することで、先ほど申しましたとおり、通信系の国の補助金の残部分である地方負担分の 8 割である 1

億 6,000 万円が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でまかなわれるものとなっており、この点でも有利であることから、今回申請の上、事業化を図るものとしたものでございます。なお、残りの放送系センター機器引き込み工事等につきましては令和3年度の放送系に係る国の補助事業、その内容を待って整備方針を決定させていただく予定でございます。

田村委員 それで次の質問にいきます。1月29日、総務民生委員会によりまず常任委員会審査がありまして、その時にかなり問題になった点がございます。これは第2期工事の時点で問題になったところですけども、1番目として第2期工事に問題になりましたいわゆる部品の問題、同等品かそれ以上かというかたちによって入札が制限されたんじゃないかというような問題もありました。これはきわめて大きな問題だったと思います。どうしてこのようなことが、入札の中に出てこなかったのか、課内でどのような調査があったのか、調査総括があったのか、その点をお尋ねします。第3期工事においてこのことはどのように入札されるのか、お尋ねいたします。

堀企画総務部政策調整監 入札における仕様書、特に特記仕様書の記述につきましてはこのたびの入札の経過を鑑みまして、変更後応札を受けた記述部分についてはこれを反映させていただくとともに、参加事業者に対し、端的に分かりやすい記載方法を取らせていただくことで今後対応していきたいと考えておるところです。

田村委員 2つ目に、問題になりました設計と監理の問題について。これについては一括方式、分離方式とあります。そして、民間は一般の住宅等ですね、皆さんよく御存じのように一括方式がほとんどでございます。ところが、公共事業については分離方式が、財政法とかさまざまな規定によって、分離方式が当たり前になってきた経緯がございます。今回、この入札から、第2期の入札からいきなり一括方式に変えるということになったようでございますが、最終的には一括ではなくて分離方式となりました。この間の経過とどうして一括になったり分離になったのか、そのあたりはどのように総括されているのか、次の3期はどのように取り組まれるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

堀企画総務部政策調整監 議員からご指摘いただいたとおりでございますが、第二期でございます日置・油谷の光ファイバー網整備工事につきましては、総務省への申請設計を市で行いましたことから、この設計に基づき入札を執行し、落札された事業者において、議員のおっしゃられる一括部分としてですが、現地踏査と詳細数量の洗い出しによる数量変更、道路占用申請や電柱共架、添架の申請を行う一部設計と施工の一括発注を行ったところでございます。さらに公平性の確保の面からも、工程監理や出来高監理についての監理業務については分割して発注をさせていただくということで、現在準備を進めております。

この度、審議をいただく工事につきましても同様の形態をとる予定で、審議会に諮らせていただくこととしております。

田村委員 市のほうとして、あるいは企画政策課のほうで、このケーブルテレビの工事をやるときに、一括でやるか分離でやるかというのはどこが最終決定を行うわけですか。お尋ねいたします。

堀企画総務部政策調整監 工事発注の内容につきましては、起工を行うという意味で、その起工においてその工事の設計・積算を当然させていただくということになりますので、一括発注として例えば議員がおっしゃられるように設計内容もその積算の中に盛り込んでいるということの意味することであるとするならば、企画政策課のほうで設計をさせていただいておりますので、その企画政策課のほうでさせていただくということになりますが、さらに工事等につきましては、ご承知のとおり指名審査会に諮った上で、実際に入札を行うということになりますので、そういう構成で実際に決定をさせていただいております。以上です。

田村委員 そういうことを聞いているのではなくて、一括か分離かをどこで決めているのか、誰が決めているのか。これは大きな問題だと私は思っていますよね。だからしっかりと説明、何故そうするのか、何故一括なのか、何故分離なのか、そのことのちゃんとした説明責任が無ければ、時期が短いからとか、工期が短いからとか、そういうふうでは私は納得できない。ちゃんとした——で第三期もまた一括みたいな話を今されていましたが、こんなことは僕は認められない。やっぱり何故分離でないのか、何故一括なのか、そのことを明確にきちんと説明して、行政内部も議会も納得した上でやるのならまだ分かります。そのあたりどのようなお考えか、これはできたら副市長にご答弁いただきたいと思えます。

大谷副市長 ご指名ですので、指名審査会の会長としての立場でお答えを申し上げたいと思えます。先ほど調整監が申し上げたとおり、今回の件については議員も確かに今おっしゃったように、この工期が短いとか、繰越ができないとか、そういう中で安易にこの一括方式か分離かというものを決めるものではないというご指摘はごもつともではございますけれども、この総務省への申請、これに当たりましては、どうしても市のほうで申請設計と申しますか、概略の設計をしなければいけないと。これがどうしても補助事業の宿命としてあるわけでございます。この設計に基づいて入札を執行していくという形をとりますので、どうしてもその落札された事業者のほうで再度、現地踏査や詳細数量の洗い出し、こういったものをしていただく。道路占用申請などもしていただかなければいけないという形で、今回そのいわゆる一部設計と施工の一括発注、こういったものを行わせていただいたところでございます。ただ、この工程監

理等についてはこれは監理業務であるということで、第三者の目が要するという形で分割して発注を行う準備を今進めているところでございまして、これも第三期工事にこのような形で進めさせていただきたいということで今回お諮りをさせていただいております。どうかご理解をいただきたいと存じます。

田村委員 それでは最後の質問にします。7月29日の総務委員会の審議の中で、変動型最低制限価格制度についての質疑がありました。1社入札の問題、最低価格の算定方法の問題、最終的に入札価格よりも1億6,000万円も低い業者が入札できない、逆に言うと1億6,000万円も高いほうを選択する、そういうふうなことになってしまう現在の最低制限価格制度、これの検討について——熟知したうえで第三期工事に進められるのかどうか、そのあたりをお尋ねいたします。

高橋財政課長 お答え申し上げます。現在の変動型の最低制限価格制度についてでございますけれども、現状といたしましては入札をされた方、投函された業者さんの平均価格の——予定価格以下の入札、有効入札と言いますけれども、その平均価格の95%を乗じて得た価格を最低制限価格として設定をしております。今委員のご指摘の部分につきましては、最低制限価格を下回った部分については落札をできないということになっておりまして、第二期工事につきましては2社の業者が入札されておりますので、その2社の平均価格の95%を最低制限価格としておりますので、低く入札された方が最低制限価格に引っかかりまして落札ができなかったという現状がございます。この制度につきましては、平成29年4月から行っております。その29年4月に採用した経緯といたしますと、最低制限価格が設計額に基づく最低制限価格を設定する場合に、各業者さんの積算能力が高まってきておりまして、最低制限価格が容易に——1,000円の違いというのはあつたりする場合も聞いてはおりますけれども、最低制限価格が非常に業者の積算能力の向上のよって、どの業者さんも最低制限価格が分かるというような状況になっておりました。そのことからくじ引きが非常に増えておりまして、くじ引きによるいわゆる運による落札というのを防止することで、各入札業者さんの入れられる入札価格を平均するというで最低制限価格を設定する方式に変えております。議員ご指摘の、要は95%で最低制限価格を設定しますので、いわゆるその2社の場合には、どうしても低く入れたほうは落札できない部分もございまして、これにつきましては7月の委員会の中で副市長のほうで答弁したところでございまして、入札制度につきましてはどういったものが正解かというのが、実は非常に分かり難いところではあると思っておりますし、永遠のテーマなのかなというふうにも感じております。今財政課といたしましては、入札制度にはこれといった正解も無いというところもございまして、公平性と透明性に加えて分かり易さ、それ

から市内業者さんもたくさんいらっしゃいますので、急になかなか変えるということも難しいところもございますので、現在のところは平成29年4月以降の落札率についてはウォッチング、注視をしております。これがダンピング等の傾向が無いかということも考えておりますけれども、現時点ではそういった傾向も見受けられないということもございます。ただ入札制度については時代の傾向や積算能力が上がったという実際の現状もございまして、時期を見計らって改良と言いますか、改善を適宜検討していく必要があると考えております。ただ第三期の光ファイバー網整備に関する事務につきましては、ご指摘はいただいておりますけれども、またその改善については鋭意検討している段階でございまして、今回の入札については従来通りの方式で行っていきたいというふうに考えておるところでございまして。以上です。

重村委員長 執行部の皆さんにお願いいたします。簡潔、明瞭な是非答弁に心がけていただきたいと思いますというふうに思います。

田村委員 最後にしようと思いましたが、今の答弁を聞いてもう一度確認いたします。入札制度についてやはり私はいつまでにきちんと見直すべきだ、早急にね。そのことをやっぱり行政の財政課がその担当ならば、責任を持って私はやっていただきたいと思っておりますけれども、とりあえずとかではなく、いつまでにやりますというようなことが言えないものかどうか、お尋ねいたします。

大谷副市長 先だつての臨時議会において答弁をさせていただいた者として、再度お答えを申し上げたいと思います。先だつての臨時議会後に担当課である財政課を含めて企画総務部には、この入札制度の改善について早速指示をいたしたところでございます。確かにいわゆる1社入札の制度が無い、認めていないのは本市だけ——13市の中では本市だけとなっております。この辺も含めて、この変動型入札最低制限価格制度の改善も含め、鋭意検討を始めたところでございますので、できますれば今年度中にはこの改善に向けて一定の結論を出したいというふうに考えております。以上でございます。

三輪委員 1点確認しますが、前回の第4回臨時会の中の総務委員会で、この連動型最低制限価格制度の入札につきまして、林議員と私とで何点か指摘をさせていただいたわけですが、それを受けて、部内協議を始められたというふうに今のご答弁は受け取ってよろしいのでしょうか。

大谷副市長 そのとおりでございます。

重村委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:2 —

— 再開 10:3 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、財政課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 それでは財政課所管分につきまして、補足説明を行います。予算書 32 ページ、33 ページ、歳入第 20 款「繰入金」第 1 項「基金繰入金」第 1 目「財政調整基金繰入金」4 億 9,279 万 6,000 円の減額でございます。すでに予算措置しておりました商工振興費や観光振興費の新型コロナウイルス感染症に対応した長門市緊急経済対策について、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金第 2 期分を充当することから、財政調整基金の繰り入れが不要となったものでございます。なお、財政調整基金の補正後の今年度末残高は、一般的に適正と言われております標準財政規模の 10%相当額、12 億 4,000 万円を約 6 億 6,000 万円上回る、約 19 億円と見込んでおります。続きまして第 9 目の「地域活性化基金繰入金」340 万円の減額でございますが、東京 2020 オリンピックパラリンピック大会の延期に伴い、予算書 36 ページ、37 ページの歳出第 2 款「総務費」第 1 項「総務管理費」第 6 目「企画費」の長門市世界大会等キャンプ招致委員会補助金にかかる予算を減額することから、その財源としておりました当基金からの繰り入れが不要となったものでございます。なお、補正後の地域活性化基金の今年度末残高につきましては、約 19 億 6,000 万円と見込んでいるところでございます。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 今部長のほうから歳入科目の説明があつて、よく分かりました。ちょっと歳出科目のほうの予備費についてお尋ねいたします。今回予備費で充用された 5 つの事務事業が明記されておりますけれども、この予備費、予算書でいうと 77 ページですかね、予備費の充用についての考え、つまり地方自治法であるとか、財務規則に基づく基本的な考えというのをお尋ねしたいのと、今回予備費に 800 万円を入れたという、積算の根拠というのをお尋ねしたいと思えます。

高橋財政課長 予備費についてのご質問でございますけれども、予備費につきましては、地方自治法第 217 条では、予算外の支出、または予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならないとなっております。また、議会の否決した費途には充てることができないというふうに定められております。これに基づきまして、長門市財務規則第 19 条になりますけれども、これでは予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、予備費を使用するときは、中略しますけれども、これを審査し、市長の決裁を受けて活用するというふうな形になっております。市の財務規則では、こういった手続きを規

定しているところでございます。予備費の充当の方針につきましては、特に定めたものはございませんけれども、特に急を要する件について、災害でありますとか、そういったようなものになりますけれども、予算の範囲内でやむを得ない案件についてのみ、財政課の審査をしたうえで市長の決裁を受けて充用を行っておるところでございます。800万円をこの度追加することにつきましては、今年度は予算説明資料のほうに記載しておりますけれども、今まで予備費の充用としまして、2,000万円の予算に対しまして、1,623万7,000円を充用しておるところでございますけれども、これにつきましては当初予算2,000万円に対しまして12ヵ月ございますけれども、残り9月を含めて7ヵ月ございますので、2,000万円に12分の7を乗じまして、残り7ヵ月分の相当分として予備費、計算しますと1,166万6,000円となっておりますけれども、これを確保する、不測の事態に対応するために確保するというので、現在の残高が376万3,000円程度となっておりますので、800万円を追加し、予備費の予算減額を1,176万3,000円とするということで、この度の800万円の補正をさせていただいたところでございます。

重村委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、防災危機管理課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 防災危機管理課所管分につきましては、補正予算説明資料のとおりでございまして、補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

橋本委員 予算書の39ページ、説明資料1ページの事業名内容の中ほどから、避難所ごとの非難者数を見込み、3密を避ける新型コロナウイルス感染防止に配慮した避難所運営を図るとありますけれども、具体的にはどのようなものか、お尋ねします。

井筒防災危機管理課長 このシステムで避難所というか、非難者数がある程度見込みまして、今避難所はコロナの関係で想定される収容数を減らさないといけないということで、非難者数を見込んで少なめの避難者数を想定して、足りない場合はまた別の避難所を開けるとか、そういった形に使うということを想定しております。

橋本委員 そうしたら、非難所の中はたとえばソーシャルディスタンスを図るために距離を開けるとか、開けるために睡眠を取るときにはパッキンケースみたいなやつで隔壁をつけるとか、ああいうことじゃなしに、いきなり避難所は人数制限によって避難所を開けていくというふうにとつたらいいんですね。

井筒防災危機管理課長 あくまでも数の見込みをたてるということで、橋本委員さんおっしゃるとおりです。

重廣委員 今のところなんですが、災害想定区域の避難予定者及び避難行動要支援者のリストというふうにあります。これはやはり個人情報に繋がるのではないかという懸念があるわけですが、このリスト作成業務は外に流出するということ防止することはどのように考えておられるか伺いたいと思います。

井筒防災危機管理課長 ご指摘の点で、個人情報は当然関わってまいります。委託業者との間で個人情報の管理につきましては、覚え書き的なものを結んで、当然個人情報が出ないようにするということと、このシステムはLG-WAN上と言いまして、行政ネットワーク、内部のネットワーク、外のインターネット等と繋がっていない中で動かすということで、公開するときは個人情報が当然出ないような形にするということで、委託業者はゼンリンになりますけど、そのへんはよく承知しているところで、そのへんについてはしっかり漏れのないようにしたいというふうに考えております。

重廣委員 出ないようにする、なかなか難しいかもしれませんが、今度横の繋がり、課で把握されたリスト、対象者リストですよね。それをたとえば警察署及び消防署等とどういう連携を取られて、いざというときに対応されるのか、説明願います。

井筒防災危機管理課長 災害時の避難行動要支援者名簿ということになるかと思えます。この避難行動要支援者名簿につきましては、災害時、本当に緊急に避難を要する場合、そうした場合、本当に緊急事態については消防とか警察に名簿が提供できることとなっております、そうした事案が生じた場合は、このウェブ版に関わらず紙のものを持っておりますので、そちらの名簿については本当に必要が生じた場合は個人情報保護の例外規定と言いますか、に準じて警察に提供するということとなります。こちらにつきましては、ウェブ版なので、日常的な管理をするということで、警察等に提供するほうが紙ベースの形になるかというふうに思っております。

田村委員 全体的にお尋ねしますけども、この事業を実施するときに、自治会の役割、あるいは地域、防災組織の役割というのを、どうなるのか。10号の台風のときに長門市全体で200人近くの方が避難された。だけでも私の地区では、この対象になる方は避難しなくて、対象じゃない方が何人かいらっしまった。とてもじゃないけど把握できないですよ。このあたりの関連はどういうふうになっているのかお尋ねします。

井筒防災危機管理課長 今田村委員さんがおっしゃられた避難行動要支援者、避難に時間がかかる方の把握として、例えば避難につきましては日常的にこういった方と接される自治会長さんであるとか、民生委員さんであるとかいう方の力に頼っているというのが現状ではあります。避難につきましては、これ今、ウェブベースというかインターネットの話ですけど避難行動要支援者の名簿に

つきましては引き続き、自治会長さん、民生委員さん、あと自主防災組織含めて、そうした対応の取り組みの強化と言いますか、ご協力を今後とも引き続きお願いしていくような形、避難行動要支援者名簿につきましては現在地域福祉課の方に事務を、こちらの方から移管したというかたちにはなっておりますけれども、地域福祉課とも連携をしながら今後も取り組みを進めていくというかたちになろうかと思っております。

田村委員 よく分かります。大変難しい問題で。ただ、今課長にご説明いただきましたことでは、チェックは回らない。はっきり言って。それは台風の中でだれが動くのか、それを支えるのかをできない、という中で、リストはいただいています。うちの地区に、あそこの地区に何人いると分かっている。だけど行けない、行ってもらう人がいない。この中で次から次にやっても絵に描いた餅にしかならないという、非常に今のこの防災体制について危機感を持っています。このあたりも含めてきちっと検討していただきたいと思います。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 18 —

— 再開 10 : 18 —

重村委員長 次に、税務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 それでは税務課所管につきましては、補正予算資料のとおりでございます、特に補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

岩藤委員 予算説明書の41ページ、説明資料は1ページの賦課徴収費についてお尋ねをいたします。まず申告会場におけるコロナウイルス感染防止対策事業として50万5,000円あがっておりますが、消耗品、備品購入費のほうの説明をしていただきたいんですけど、サーキュレーター、ゲストページャー、このサーキュレーターは扇風機的なものかなと思うんですが、ゲストページャーとはどんなものなのかお尋ねをいたします。

緒方税務課長 ゲストページャー及びサーキュレーター等でございますが、基本的に申告会場における3密を防ぐために様々な取り組みをしないといけないということで、ゲストページャー、マスク、それからフェイスガード、手、指の消毒剤等消耗品のほかにゲストページャー及びサーキュレーターを設置する予定としております。詳細については入野補佐の方から説明をさせていただきます

ます。

入野税務課長補佐 今、緒方課長が申しましたように申告会場の3密を防ぐということが今回の補正にあげている備品になります。申告会場の待合室のイメージを説明をしてから説明をさせていただきます。以前は待合室と実際の申告を受け付ける会場と2つ会場でやっておりました。待合室につきましては申告を順番にやりますので、待たれる方が30人以上、多い時にはおられたんですけども、今後コロナ対策ということで待合室の定員を15人程度にしようということで予定しております。15人を超えた人たちにつきましてはそれぞれの申告会場において別の部屋をもう一部屋用意します。そちらの部屋と、あと車で来られた方については可能であれば車の中で待っていただくということで、待合室を15人程度に使用という予定にしております。その15人にしたのはいいんですけども、職員の体制のほうが、待たれている方を呼び出しに行くのに、人が直接呼びにいたりとか携帯電話でやろうとかいろいろ検討したんですけども、いずれにしても人手が足りないという前提がありましたので、このたび計上しておりますゲストページャーというのは申告会場の15人、待合室の中が申告、受けるから実際に申告会場に入るんですけども、15人を切ったらその次の人を呼び込むために使います。ゲストページャーとはフードコードとかでよくラーメンとか頼まれたら、携帯電話の小さいようなのを持たれて、できたらビビビと音がしたりとか振動したりして呼び出すような機械なんですけども、その機械のことを指しております。そのために使う機械としております。一応今子機を15から18くらいの機械にしようとしておりまして、その予算を計上しております。サーキュレーターにつきましてはお話がありましたように申告会場の換気に使用することとしておりまして、去年は窓の開閉のみでやっておりましたけども、いろいろ調べた結果、サーキュレーター等で空気を回した方が効果的に空気の換気ができるということでしたので、このたびそれを計上させていただきます。

岩藤委員 わかりました。そしたら41ページの賦課徴収費290万2,000円あがっております。この説明資料は50万5,000円ということで、国、県の支出金の説明だったようなんですが、差額の約240万円についての積算根拠について説明いただけたらと思います。

重村委員長 時間がかかるようだったら暫時休憩を取ります。（「ちょっと待ってください」と呼ぶ声あり。）それではここで暫時休憩を取ります。再開を10時35分からにしたいと思います。

— 休憩 10:25 —

— 再開 10:35 —

緒方税務課長 失礼いたしました。200万円の主な用途の内容でございますが、基本的に備品購入費でございます。内訳といたしましては、申告会場用プリンター、あるいは非接触体温計等、申告に係るものとそれに加えて、申告ではありませんけれども、家屋評価システム用サーバー機器の更新等でございます。内訳については以上でございます。

重村委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:36 —

— 再開 10:37 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、三隅支所、日置支所、及び油谷支所 所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

宮垣三隅支所長 三隅支所につきましては、予算書の49ページにお示ししておりますように、放課後児童対策事業といたしまして、三隅児童クラブ関連の予算の補正を計上しているものでございます。予算説明につきましては、説明資料の3ページにお示ししておりますとおりで、特に補足説明はございません。

光井日置支所長 日置支所につきましては、特に補足説明はございません。

梶山油谷支所長 油谷支所につきましても、特に補足説明はございません。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 三隅支所の放課後児童対策事業、予算書49ページ、説明資料3ページですが、これ、燃料費、送迎委託料というのを、細かく、どちらも感染防止に関わるバスの増便という説明にはなっていますが、細かくお願いします。

宮垣三隅支所長 ただいまのご質問につきましては、三隅児童クラブの送迎に関するご質問だったろうかと思えますけれども、三隅児童クラブの送迎につきましては、現在三隅児童クラブが三隅の明倫小学校並びに浅田小学校の2校の受け入れを行っているものでございまして、このうち浅田小学校から明倫小学校へ移動するための移動について予算を計上しているものでございます。この送迎につきましては、従前より行っているものでございまして、三隅保育園開園時に導入いたしました、園児用送迎ワゴン、これ園児ベースで12名の定員でございますが、この2台を使用しまして通常送迎を行っております。今回補正にあげておりますものにつきましては、一連のコロナ対策、いわゆる乗車時の密を避けるために定員の5割以下、50%程度に乗車人数を調整いたしまして送迎する、その結果、通常2便で済んでいるところを、たとえば1台がピストン

輸送で 3 便に増えると、そういう形で、これに伴って送迎車両の燃料費、あるいは送迎につきましては現在、長門市シルバー人材センターのほうに運転業務を委託しておる関係で、この送迎費用に係る委託料の必要な経費を、この度の 9 月補正において増額補正をしたものでございます。

重廣委員 放課後児童支援員社会保険料というのが出ておりますが、支援員の報酬というのは出ていないのに社会保険料が出るというのがちょっと、私詳しく分からないんですが、説明をお願いします。

宮垣三隅支所長 これは保険料につきましては、いわゆる要綱等の改正によりまして、料率が年次的に変わってきております。その改正に伴って増額補正をしているものでございます。

重廣委員 定員の約 2 倍の利用希望があったためというふうに理由が書いてありますが、当然今改正と言われましたが、詳しいことはちょっと分かりませんが、支援員の報酬もいくらか増額されるべきものではないかというふうに考えるんですが、そのあたりはどうなっていますか。

宮垣三隅支所長 三隅児童クラブにつきましては、現在、時間給等も含めまして、合計 8 名の支援員がおりまして、そのシフト制で現在勤務のほうを行っていただいております。一応この 3 月までは空き教室 1 教室でもって指導していたのが、4 月以降 78 名の利用希望がございまして、元々 1 室の定員が 35 名であったものを、かなり密の状態です。今まではしていたということで、なかなか 78 名にもなると、非常に密が避けられないということもありまして、1 室増設して増やしてありますが、元々 8 名の人間で動いておりますので、単純に割って 4 名体制、2 班に分かれてやれば、当面シフトでやっている関係で、特に 1 室増えたからまた新たに 2 人とか 3 人とか、そういうふうな増員は今の段階ではしてございませぬので、特に報酬に関してはこのたびの増には含まれておらないところでございます。

重廣委員 今の説明ではちょっとはつきり分からないんですが、当初から 8 名おられると。それをシフトして、スケジュールを組んでいつも 4 人でやるところを 2 つになったから 8 人全員使うと。そこで保険料だけ出るとというのが私はどんなものかというふうに説明をお願いしているんですが、意味が分かりませんか。

重村委員長 ご答弁はどなたがされますか。

重廣委員 当初予算の段階から 8 名一応組んでおりますと。8 名全員が働かれるわけではないと思います。2 つ施設になったからシフトを組んで全員働かれるようになったと。新型コロナウイルス感染症の影響で。それで保険料があえて書いてありますが、増えた分だけ当然支援員の報酬が増えるんじゃないかと。当初予算から支援員の報酬は見えていました。しかし、保険料だけ増えましたとい

うのがちょっと、その詳しい説明をお願いしますと。分かりますか。

重村委員長 ちょっと話を整理しますと、早い話、給与が上がらないのに社会保険料だけ上がることはないだろうと。簡単に言えばそういう質疑でよろしいですか。社会保険料だけがここに記載されているというのに対して、明確なご答弁がいただきたいということであろうと思いますが、ご答弁できますか。

宮垣三隅支所長 ちょっと説明が不的確であったと思いますが、元々8名の雇用があったわけで、一応若干の1日あたりの時間とか、勤務時間とかも出てきますけど、元々そういった8名で動いておる中で、今回は社会保険料については料率の変更に伴って、その不足分を共済費として載せているものでございまして、今の報酬関係につきましては限度の予算の中で賄っているものでございまして、当面今の予算の中で運用ができるということで、今回の補正には上げていないものでございます。

重廣委員 率の関係でというふうに言われておりますが、それでは当初予算から急ぎよりました支援員の報酬という増額はないということで認識してよろしいんですね。

宮垣三隅支所長 今回の補正に関しましてはございません。

重村委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、選挙管理委員会事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大庭選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会関連ですけども、補正予算説明資料にある2ページに記載してあるとおりで、ほか特にございませぬ。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、監査委員事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大庭監査委員事務局長 補足説明は特にございませぬ。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:47 —

— 再開 10:48 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、消防本部 所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

杉村消防長 消防につきましては、人件費の調整を行うもので、特に補足説明

はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、総合窓口課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 それでは、総合窓口課所管の補正予算について補足説明いたします。予算書は40ページの第2款「総務費」の第3項「戸籍住民基本台帳費」、予算説明資料は2ページになりますが、「コンビニ交付サービス導入実証事業」の予算を計上しております。これは、総務省の実証事業に参加することが本年7月に決まりましたので、このたび、補正予算を提出するものでございます。その他につきましては、人事異動に伴う人件費の予算調整を計上しております。以上で補足説明を終わります。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 それでは、今部長のほうから若干補足説明がありました。2款「総務費」の3項「戸籍住民基本台帳費」で、新規事業として「コンビニ交付サービス導入実証事業」というのがあります。ここの予算説明資料2ページの財源内訳でその他財源で1,221万円が計上されております。これの歳入科目というのが予算書の32ページ、33ページの雑入にあたります。この雑入の1,221万円のコンビニ交付サービス導入実証事業費補助金の具体的な説明というのをお願いします。

松永総合窓口課長 総合窓口課の松永と申します。林議員のご質問にお答えいたします。総務省の実施する小規模市町村向けクラウド基盤の構築によるマイナンバーカードを活用した住民票の写し等のコンビニ交付サービスの導入促進に向けた実証事業、こちらに参加することにより導入に伴う経費である既存住基システム改修等費用、全額が国費により助成されます。本事業は国が地方公共団体情報システム機構に事業委託していることから、市への助成金がこのシステム機構から支払われることとなりますので、雑入という形で、雑入として歳入することとなります。

林委員 それでは今の関連で、現時点でマイナンバーカードの取得状況というのをちょっとお尋ねしたいのと、あわせてこの住民票の写し等のコンビニ交付サービスを導入するためのシステム改修というふうとうたわれておりますけれども、この需要予測というのをお尋ねしたいと思います。どの程度見込まれているのかお尋ねします。

松永総合窓口課長 令和2年8月31日現在の本市におけるマイナンバーカード交付率は19.03%です。県下同規模自治体においても18.80%から20.81%と近似値となっております。令和元年度に国が想定したマイナンバーカード交付枚

数は、令和2年度末までに6,000から7,000万枚、率にして47%から55%としておりますことから、本市においても47.2%としております。現在コロナ禍ではありますが、マイナポイント等の影響もあって申請者が増加しておる状況で、想定に近い数値になるように取り組んでまいります。コンビニ交付サービスによる需要予測といたしましては、県下同規模自治体を参考に1月あたり住民票写し15件、印鑑登録証明書10件程度を見込んでおります。

中平委員 この事業における具体的なコンビニ利用等と申されておりますけれども、その他にはどういうふうなことがあるのでしょうか。

松永総合窓口課長 中平議員のご質問にお答えいたします。市民にとってのメリットは何かというご質問でよろしいかと思いますが、住民票の写し及び印鑑登録証明書についてに限定されますけれども、マイナンバーカードをお持ちであれば役所に来庁されることなく、マルチコピー機の設置してある全国のコンビニにおいて毎日、朝6時半から夜の11時まで取得していただくことができます。なお参考までに、市内においては全てのコンビニにマルチコピー機が設置されておりますので、ご利用いただけることが可能となっております。

重村委員長 他に関連がございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）無いようでしたら、総合窓口課所管の審査です。ございますか、質疑は。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:54 —

— 再開 10:56 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。議員の皆様にご覧いただきます。今議会始まる前に一問一答を心がけるということが申し合わせであったかと思えます。何人かの方が少し一問一答から外れているというふうに委員長としては感じております。是非心がけていただければというふうに思えます。それでは次に、地域福祉課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 それでは、地域福祉課所管の補正予算について補足説明いたします。予算書は44ページからの第3款「民生費」の第1項「社会福祉費」、予算説明資料は2ページになりますが、まず「地域福祉計画策定事業」の予算を計上しております。これは、第4次長門市地域福祉計画を令和4年3月までに策定することとしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響等も鑑み、全体のスケジュールを見直し、本年度中に計画策定にかかる市民アンケート調

査を実施させていただくため、このたび、補正予算を提出するものでございます。次に、同じく予算説明資料は 2 ページの「民生委員・児童委員活動費交付金事業」及び 3 ページの「生活保護適正実施推進事業」は記載のとおりでございます。その他につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整と過年度分の事業費清算に伴う各種返還金を計上し、また、新型コロナウイルス感染症予防対策として長門市戦没者追悼式を中止しましたので、その経費を減額しております。以上で、補足説明を終わります。

重村委員長 補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

岩藤委員 予算説明書の 51 ページですが、3 款「民生費」の 3 項の「生活保護費」についてお尋ねをいたします。生活保護法の一部改正に伴い令和 2 年 10 月から導入される日常生活支援住居施設に対応するために必要な生活保護システムの改修に係る経費を計上するという説明文があるんですが、この改正をされる日常生活支援住居施設についてちょっと、もうちょっと詳しい説明をしていただけたらと思います。

安森地域福祉課長 それではお答えいたします。日常生活支援住居施設とはどういう施設かというお尋ねでございますが、この施設につきましては、何らかの課題を抱えながら居宅での生活が困難であるため一定の支援が必要であるが、その他の社会福祉施設等への入所対象とならない方を対象とした施設でございます。入所にあたりましては食事や金銭管理、それから保健・医療などの支援をその施設で行うこととなっておりますのでございます。

岩藤委員 長門市としてはこういう施設の、取り組んでいかれると言うか、これからの方向性ですけど、それはどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをしたいと思います。

安森地域福祉課長 市としましては、この該当する施設を直接運営するという事は考えておらないところでございます。必要がありましたら、既存と言いますか、既に認定された施設への、市外それから県外等の施設への入所を検討していきたいというふうに考えております。

岩藤委員 高齢者が多いのではないかなというふうに考えられるんですが、既存の施設にお願いをしていくという考え方でよろしいということですかね。

安森地域福祉課長 先ほどの説明と重複しますがけれども、現在のその高齢者福祉施設等へ入所が可能な方につきましては、そちらのほうへの入所と。今回規定されました日常生活支援住居施設につきましては、その集団生活に馴染めなかったりとか、そういった何らかの問題があって、そういった現在ある社会福祉施設等に入居ができない方が対象となるということでございます。

重村委員長 関連はございますか、この事業につきまして。無いようでしたら、

他の質疑をお受けいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11 : 01 —

— 再開 11 : 02 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、高齢福祉課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 高齢福祉課所管の補正予算につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整と過年度分の事業費清算に伴う各種返還金等であり、特に補足説明はございません。

重村委員長 補足説明は特にございませんので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11 : 03 —

— 再開 11 : 04 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、子育て支援課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 それでは、子育て支援課所管の補正予算について補足説明いたします。まず、予算書は48ページの第3款「民生費」の第2項「児童福祉費」、予算説明資料は3ページになりますが、「赤ちゃんすくすく応援給付金」の予算を計上しております。これは、長門市独自の取り組みとして、国の地方創生臨時交付金を一部活用して実施するもので、事業内容は予算説明資料に記載のとおりです。その他につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整と過年度分の事業費清算に伴う各種返還金を計上し、また、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、「ちびなが商店街」及び「わいわいフェスタ」の開催を中止することが決まりましたので、それに係る予算を減額しております。以上で補足説明は終わります。

重村委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

岩藤委員 今部長から説明がありました「赤ちゃんすくすく応援給付金」についてご質問します。これは長門市独自の施策ということなのですが、赤ちゃん

すくすく応援給付金で1,500万円計上されております。これは計算しますと150人が対象というふうに計算されているようなんですが、まずこれに対しての所得制限等があるのかどうかお伺いをいたします。

平岡子育て支援課長 所得制限につきましてははいっさいございません。

岩藤委員 生まれてくる対象の、例えば来年の3月までであるとか、いつまでの出産と言いますか、新生児については期限等を考えておられるのかお伺いします。

平岡子育て支援課長 今の1,500万円、出生数が150人を見込んでおりますけども、この対象期間につきましては令和2年4月28日から令和3年の3月31日までの間に生まれた新生児の方を対象としております。

岩藤委員 さかのぼってこの令和2年度に出生された方というふうに考えてよろしいですね。確認ですけど。

平岡子育て支援課長 令和2年度の4月1日からではなくて、令和2年の4月28日以降、生まれた方を対象としております。

林委員 国の定額給付金の10万円というのを日本在住者1人あたり10万円というのを今回はこれから生まれてきた、あるいは生まれてくるであろう子どもたち一人に10万円ということですよ。基本的には、10万円支給すると。でしょう。これが支給対象者というのは当然母親になるわけです。支給対象者。ということでちょっとここの政策、市独自というんだからここの政策を導入したという経緯についてお尋ねしたいと思います。

平岡子育て支援課長 検討に至るまでの経緯でございますけども先ほど委員の方から申されましたとおり、この給付金の支給対象者は新生児の母親としております。新型コロナウイルス感染症の影響により、妊婦の方が里帰り出産で出産できないであるとか、また妊娠中の感染が心配であるとか、不安の声をよく聞くところがございます、また新型コロナウイルス感染症の影響の長期化も見込まれているというところがございます。このような状況から出産への不安に加えまして新型コロナウイルスの不安の中、頑張ってお産されたお母さん、そして出産後も新しい生活様式の実践により育児やご自身の産後ケアに励まれるお母さんを支援できないかという考えから生まれた給付金でございます。また生まれてくる赤ちゃんにつきましてもこれから一緒に新型コロナウイルスに立ち向かっていくこととなりますので、この赤ちゃんがコロナに負けず、元気にすくすく成長して欲しい、そういう願いも込めまして新生児家庭を応援できればということで、そういった経緯で給付金を支給するものでございます。

林委員 政策導入の事務方の経緯はよく分かりました。今コロナに負けるなどよく表現されるんですけど、り患した人とかお亡くなりになっている人は負け

た人ですか。違うと思うんですよね。私は、負けるなという表現、ちょっとこれは明日条例審査がありますけど、そこも含めて気を付けないといけないなど、私たち一人一人が。それでこれ市長にお聞きしますけども、数あるコロナ対策の中で、今回市の独自の対策として先ほど言ったように赤ちゃんのお母さんに10万円支給するという。これ一つの政策の柱としてはよく理解できるんですけど、数あるいろんな、コロナで困っている方がたくさんいらっしゃる中で、この政策を持ってきたというのは市長、どういう理由ですか。そこを聞かせてください。

江原市長 実際に子育てのところというのは、現在生まれて育てられている方のところには支援金をもう出している話の中で、今回、まだその時に生まれていなかった方々に対して、来年の3月末までに生まれた方に対してもあげよう。これはうちだけじゃなくて他の自治体も政策としてやっている中で、うちもどうしていこうかという検討の中でやはり母親というか、新生児を持つ母親のほうから非常にコロナ禍で子どもを産むという中で、非常に不安があるという話は担当課のほうから非常に上がってきておまして、そういった意味で10万円を交付したいと思った次第でございます。

早川委員 確認なんですけども、このお母さんというのは、新生児というのはお母さんというのは当然長門市に住民票がある方ということで、それともここ長門市で生んだ方ということなんですか、その確認をお願いします。

平岡子育て支援課長 支給要件につきましては、二つございまして、支給対象者は母親になりますけど、母親の方が令和2年の4月27日現在で長門市に住民登録されている事、それとあと支給対象者と赤ちゃん、新生児の方が申請時点で本市に住民登録されていることが支給要件としております。

早川委員 お母さん方にはどのようなお知らせ、申請してくださいというような取り組みをされているんでしょうか。

平岡子育て支援課長 申請のご案内につきましてはですけども、これから議決をいただいた後に、まず9月末までに出生された方につきましては10月の中旬をめどに申請書の方を送らせていただきたいと思いますというふうに思っております。それからあとは毎月、10月は翌月の当初とか、そういったかたちで月々申請書を送らせていただくようにしております。

吉津委員 関連ですけども、この給付金の事業なんですけども、一応対象が令和3年の3月31日までと言われていたんですけども、今後これ継続してやられる予定はあるのかなのか、お聞かせください。

光永市民福祉部長 現時点、この事業につきましてはコロナ対策の一環で現在やっております。今後、不透明感はございますが、当面この年度内の事業として考えておるところでございます。

上田委員 確認なんですけど、4月28日から来年の3月31日までということですよ。4月中旬に生まれた方は対象外、4月の十何日のお母さんはアウトですか。単純な質問ですけど。

平岡子育て支援課長 これらの給付金、支給対象をどこまでにするかというところでございまして、先ほど国の特別定額給付金の話もございまして、4月27日までに生まれた方は定額給付金が支給されておりますので、そのへんの重複での受給がないほうがというところで、4月28日以降の出生の方に出させていたただくところでございます。

田村委員 今の上田さんの質問の関連ですけども、市長にお尋ねします。これ4月1日から生まれた子どもさんも、認めてあげるべきじゃないですかね。長門市独自としてできませんかね。いかがでしょうか。

平岡子育て支援課長 先ほどもお答えしたところでございますけども、こちらとしましては国の定額給付金との重複での受給はどうかというところで判断をさせていただいておるところでございます。

田村委員 市長にお尋ねをしております。

江原市長 今担当課からの話もありましたように、いつからというところの話で、やはり4月27日までは定額給付金10万円をもう申請していただいて、もらっていただいているということを前提に、これは他の自治体との法則等も見まして私どもとしては28日からとしているところでございます。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:18 —

— 再開 11:19 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、健康増進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 健康増進課所管の補正予算につきましては主に人事異動に伴う人件費の予算調整と、過年度分の事業費精算に伴う各種返還金等であり、とくに補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、生活環境課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 生活環境課所管の補正予算につきましては、人事異動に伴う人件費の予算調整等であり、特に補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:21 —

— 再開 11:22 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農業委員会事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 農業委員会所管についてはとくに補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、農林水産課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 それでは農林水産課所管の主な事業につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書 56 から 57 ページの第 6 款「農林水産業費」第 1 項「農業費」第 7 目「成長戦略推進事業費」の 19 節「負担金・補助及び交付金」で予算計上しております「肥育素牛購入費補助事業」及び「繁殖経営緊急支援事業」でございます。両事業については、予算説明資料の 4 ページに記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、市場における本市の子牛価格及び枝肉価格が大きく下落したことから、肥育経営においては、肥育素牛導入時の補助金を定額上乘せすることにより、肥育農家の経営規模の維持増進に資する「肥育素牛購入費補助事業」に要する経費を計上し、また、繁殖経営においては、国の「肉用子牛生産者補給金制度」及び県による差額補てんに加え、本市の子牛平均価格が県平均を下回った場合、市独自にその差額を補助する「繁殖経営緊急支援事業」に要する経費を計上しております。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 それではいくつか質問させていただきます。まず、予算書の 57 ページ、説明資料では 4 ページですね。6 款「農林水産業費」1 項「農業費」の成長戦略推進事業費にあります、拡充された肥育経営緊急支援事業というのがあります。240 万円。まずですね、この事業費 3 万円×80 頭というふうに積算されていますけども、その肥育素牛購入費補助金に 3 万円上乘せしておりますけど、従来の補助金に 3 万円上乘せということなんですけど、この本来の補助金額に 1 頭あたり 3 万円という、この金額の根拠というのをお尋ねしたいと思います。

坂野農林水産課長 補助単価の決め方というか、考え方でございます。本来肥育素牛購入費補助事業というのを本市は実施しておりまして、導入する肥育素牛の区分によって市内産素牛であれば7万円、その他「期待育種価」区分に応じて5万円から3万円を1頭あたり今補助する事業を行っておりますが、今回コロナ禍で枝肉市場大変下落しておりまして、どういう措置を講じるかというのは内部でも検討したんですけども、上乗せ額の設定につきましては、地元産の肉用牛を市場にかけず枝肉として流通させる際に枝肉の等級に応じて、直近の大型市場の平均価格に50円、キロあたり上乗せして価格設定を行う慣例と言いますか、ルールがございます。枝肉重量は約600キログラム、1頭あたりですね。でございますので、現在下落している枝肉単価にこのルールを準用した額を上乗せしまして、1頭あたり50円×600キログラムということで、3万円を上乗せすることで縮小傾向にございます、肥育農家の経営規模の維持増進に資することといたしました。

林委員 じゃあもう1点。いわゆる制度としてはこうした枝肉価格が下落した場合、制度として肉用牛の肥育経営安定交付金、いわゆる牛の丸緊制度というのがあるんですけども、ちょっとこれとの関係についてお尋ねしたいと思いません。

坂野農林水産課長 丸緊制度、丸緊の「きん」は緊急の「緊」でございます。畜産経営の安定に関する法律に基づきます国の制度でございまして、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に肉用牛の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としております。今丸緊ですが、全国的に発動されておまして、山口県におきましても昨年の夏から発動をされております。現在枝肉市場に出荷されます肉用牛は、子牛市場の相場が高止まりしていたときに素牛として導入されたことに加えまして、今回のコロナの影響によりまして、なおかつ枝肉のほう下落していることから販売価格が生産費を大きく下回る原因となっております。今回市の補正、この事業につきましては、そのようなダメージは大変深刻なものだと受け止めておりまして、肥育経営の持続化を図るために措置した事業でございます。

林委員 それで、今回の補正計上されたこの肥育経営緊急支援事業なんですけれども、これよく見ますと、肥育素牛購入費にも補助金に増額上乗せするわけですが、いわゆる種付けから生産、肥育、そして20ヵ月から30ヵ月ないし、それから市場に出していく。こういう一貫経営の農家さんって、畜産農家いらっしやると思うんですけども、これだと枝肉価格がコロナ禍の影響で枝肉価格が下落して補助の上乗せ、素牛価格の購入上乗せってあるんですけど、この一貫農家の方は、こういった子牛そのものを、素牛購入しませんので、対象に

ならないですよ。これはどういうふうにかえたらよろしいのでしょうか。支援の対象とならないんじゃないかという疑問があるんですけども、お願いします。

坂野農林水産課長 確かに委員さんご指摘のとおり、一貫経営の場合は長いスパンでいろいろ牛を取り扱われまして、経営の健全化というか、回るようなことを図られております。一貫経営の場合、たとえば素牛を導入されるということがもし仮にあるとすれば、一時的に経費を必要といたしますけれども、1年間ほど短い期間での使用期間で先の見通しが立つということが可能となりますので、素牛価格の動向やその時々の一貫経営の農家さんの、たとえば（ダイヤ）の状況とかそのようなものに応じて経営規模の維持拡大等にあって活用していただくことも可能かと考えておるところです。

南野委員 今の林議員の関連ですけど、新規事業で繁殖経営緊急支援事業でございまして、これ今回差額を補助するということですが、今後こういうことで市場価格がまた次も下落して、その次もまた下落するようなことがあってはなりませんけど、今後エンドレスに差額補助する予定でいらっしゃるのかお尋ねいたします。

坂野農林水産課長 今この2つの肉用牛に関する緊急的な支援事業でございまして、本年度を一応期限といたしまして、4月から来年3月までの関係する牛ということで限定のほうをさせていただいて実施する予定でございまして。

林委員 事業ごとに聞くのかなと思って。今、南野委員がいきなり繁殖のほうにいったから。じゃあちょっと繁殖のほうで関連質疑をさせていただきます。それで、今回提案説明では、新型コロナウイルス感染症の影響により、子牛価格下落というふうにあります。長門大津管内の状況というか、畜産市場の動向を見るとね、先般報道にもありましたし、6月定例会で重村議員のほうからもありました。血統不一致の問題とかありますよね。これの影響というのも当然少なからずあるんじゃないかと、父牛の血統不一致というのが。コロナだけじゃなくてね。そのことについて担当課としてどういう見解を持ちつつ、こうした支援事業を考えられたのか、そのあたりの見解をお尋ねしたいと思えます。

坂野農林水産課長 子牛価格の下落でございまして、あくまでコロナ禍の影響であると考えております。しかしながら、本年の山口市の嘉川にあります子牛市場における本市の子牛価格の動向を過去、今年といろいろ考えてみますと、コロナ禍に加え、程度は言えませんし図ることはできませんが、少なからず本事業の影響があるものと受け止めておるところです。今回風評を一掃しまして優良子牛の産地としての信頼回復に向け、生産者一丸となって、更にまい進される繁殖農家に対する支援を講じることとしたところでございまして。

林委員 今、父牛の血統不一致ということも影響しているんじゃないかという認識を示されました。それで、この事業費の61万7,000円×8市場というのがありますけども、この補助対象機関というのを説明してください。子牛市場の。

坂野農林水産課長 山口中央家畜市場におきまして開催される子牛市場につきましては、令和2年度におきましては4月を最初に年間8回行われることになっております。事業の補助対象と言いますか、実施の対象といたしましては、本年4月に遡りまして8市場を対象にすることといたしております。

重村委員長 委員長の采配が申し訳なくて、すいませんでした。ただいま、肥育素牛の関係、それから・・・ごめんなさい、肥育経営緊急支援事業と繁殖経営緊急支援事業、今2つにわたっております。これにつきまして関連がございましたらお受けいたします。関連ございませんか。ないようでしたら農林水産課所管について質疑をお受けします。ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。なお、再開を11時45分からにしたいと思います。

— 休憩 11:37 —

— 再開 11:45 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、産業戦略課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 それでは、産業戦略課所管の主な事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書60から61ページの第7款「商工費」第1項「商工費」第2目「商工業振興費」の12節「役務費」及び13節「委託料」で予算計上しております「道の駅改修事業」でございます。本事業は、予算説明資料の5ページに掲載しておりますとおり、センザキッチンダイニング棟のテナント飲食エリアでは、混雑時には新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分な距離や間隔を保つことができない状態にあることから、利用客の社会的距離の保持に十分な飲食・休息スペースを確保するため、ウッドデッキに屋根を設置するための実施設計に要する経費を計上しております。以上でございます。

重村委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

大草委員 長門市しごとセンターを核とした地域未来創造事業です。説明資料は5ページです。長門市しごとセンターの管理運営について、予定していた指定管理者制度への移行を見送ったということですが、これについての説明をお願いいたします。

伊藤産業戦略課長 それではお答えをいたします。長門市しごとセンターにつ

きましては、国の地方創生交付金を活用しまして、まちぐるみでの人材育成に取り組むとしておりますことから、施設の管理運営につきましては本施設の性質でありますとか、法人の設立の経緯などから事業推進のためには NPO 法人つなぐを基軸に指定管理を調整するということで行ってきたところでございます。NPO 法人つなぐにおきましては、これまで事業推進の核となる中核マネージャー、これを雇用して推進を図ってきたところでございますけれども、組織の中で雇用した事業マネージャーが相次いで退職ということもございました。事業推進の中核となるマネージャーの育成と NPO 法人の組織効果が、今さらではあるんですが、非常に重要だというところを再認識したところでございます。まあ課題でもありますけれども。このような状況から本市としましては指定管理者としてまだ不十分であるというところで、このたびその判断のもと、指定管理者制度への移行を見送ったという状況でございます。以上でございます。

大草委員 このしごとセンターは、当初、自走しようというふうな計画であったと思うんですよ。「つなぐ」に関わらず、そういう自走するというのを今後とも考えておられるのかどうかお聞きします。

伊藤産業戦略課長 それではお答えいたします。勿論、理想は自走していただいて市の人材育成に非常に貢献していただくというのが、これはもう私どもの目標ではございますけれども、ただ人材育成は時間がかかることもございます。組織の育成にも一定の時間がかかるということで、やはり行政の支援がもう少し必要だという場合は、やっぱりこの NPO 法人自体が自走できるように支援するとことは、時間をかけてでも少し支援をしたほうがいいかなという判断のもとで、今指定管理は見送ったという形でございます。以上でございます。

重村委員長 関連質疑はございますか。この事業につきまして。（「なし」と呼ぶ者あり）無いようでしたら、他の質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11 : 49 —

— 再開 11 : 50 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、観光政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 それでは、観光政策課所管の主な事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 38 から 39 ページの第 2 款「総務費」第 1 項「総務管理費」第 7 目「文化振興費」の 13 節「委託料」及び 15 節「工事請負

費」で予算計上しております「香月泰男美術館展示室改修・収蔵庫増床事業」でございます。本事業は、予算説明資料の1ページに掲載しておりますとおり、香月泰男美術館における作品の展示環境・条件の高度化を図るため、展示室の改修と収蔵庫の増床に要する経費を計上しております。以上でございます。

重村委員長 補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

大草委員 香月泰男美術館の展示室改修・収蔵庫の増床事業ですけれども、これはシベリヤ・シリーズを里帰り展示するという話でしたけれども、これは30年前に当時、二井関成知事がタウンミーティングをされたときに、私はシベリア・シリーズを是非三隅にとというふうな話をしましたけれども、その時は残念でした。それでこの時期に何故、そのいわゆるシベリヤ・シリーズの要望があったのか、その説明をお願いいたします。

岡田観光政策課長 それでは説明をいたします。香月泰男美術館、香月泰男先生の代表的作品と言えばシベリヤ・シリーズというところでございます。これはいろんな経緯がございまして、県立美術館のほうに寄贈・寄託をされているというところでございますが、そこにつきまして今シベリヤ・シリーズ——収蔵庫というものを増床するにあたって、この理由につきましては収蔵点数が増えたこともありますけれども、やはり香月泰男美術館のひとつのポテンシャル能力を上げるというところで、代表作品の展示ができるような状況をつくる、今の——何回か里帰り展示もやったことはございますけれど、やはりそれがより良い形で来場者の方々に展示ができるような状況をつくりたいということ、そういうところを思いましてしっかりと香月泰男美術館のひとつの欠けたピースをきちんと埋めるというような意味合いのところの事業というふうに捉えているところでございます。以上です。

大草委員 それでシベリヤ・シリーズですけれども、これは50何点あるんですけれども、この里帰りの計画としてはどういうふうな計画ですか。

岡田観光政策課長 県立美術館さんとは今ちょっと協議を始めたばかりでございます。どのように持ってくるかというところについては、これからというところなので、少し時間はかかりますけれども、計画的な展示について向こうとしてもやはり要求する——展示とか保管のスペックが、能力がありますので、そこを擦り合わせながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

重村委員長 関連質疑はございますか。

林委員 今、大草委員のほうから、この事業の大まかな内容についてはお尋ねして執行部がお答えになりましたけれども、この事業も先ほど審査が行われた光ファイバー網整備事業と同じように、年度内の完了が困難ということで補正

予算書の第2表の繰越明許費がされております。年度内の完了がね、7ヶ月だから困難だということで。あわせてこのことが予算書に明記されているんですけども、今回そもそも1億5,902万7千円、この補正を組むというか、この時期に新規でこの補正を組むというのは、何故これは当初で組めなかったのか。これは特に政策的な意味で、具体的には今まだ県美との話し合いまでは具体的にはまだ分からない、決まっていないとおっしゃられるけど、この9月の補正で、しかもこの年度内の見込みがないということが分かり切った上で、ちょっとこの補正の提出時期というのがちょっと1点だけ疑念・疑問があるんですけども、そのあたりをちょっと説明願えますか。

岡田観光政策課長 それでは説明をいたします。これにつきましては昨年度、実施設計と言いますか、基本設計・実施設計等の予算があがってきたところでございます。当初の予定では昨年度、実施設計を終わらせ予算を確定させ、当初の部分での建設に係る予算計上というようなところでもございましたけれども、やはり実施設計において収蔵庫という特殊な案件というところで、その設計に非常に積算について時間がかかったというふうに聞いております。その部分が繰越を、設計の繰越明許を去年のときに、3月の議会で繰越しを認めていただいたところでもございます。上がりましたのがこの8月を目途に、何と言いますか延びているところでもございましたので、そこから可及的速やかな実施事業をスタートするというところで、スタート時点が下がってしまったというところで、予算的な規模が分かったのが新年度に入ってからということでございましたので、その他7ヶ月の工期を勘案しますと、議会のほうには申し訳ないですけども繰越しをさせていただきたいということで、今回、繰越明許を提出させていただいたところでもございます。以上でございます。

重村委員長 関連はございますか。

田村委員 先ほど大草委員のほうからお話がありましたけれども、私も以前、坂倉館長さんのときにこの話がでました、シベリヤ・シリーズを三隅にお呼びしようという話で、一部実現したこともありましたけれども、全シリーズ54点、幾つかに分けて持ってきても、収蔵庫や展示室等が全く対応できないという形で今回に結び付いたと思うんですけども、今回のこの増改築でシベリヤ・シリーズに十分に対応できるのか、全点というのは当然無理だと思うんですけども、どのくらいのこのシベリヤ・シリーズが展示できる能力として確保されるのか、そのあたりをお教え願いたいと思います。

岡田観光政策課長 まず前提として県立美術館さんとの協議においての部分がありますけれども、我々、収蔵庫の——現在、香月泰男美術館には約3,000点のシベリヤ・シリーズを除いた作品もありますし、その部分を収蔵庫に移す——何と言いますか、正しいと言いますか、正常な形での保管をしながらの、

残りの部分についてスペースを考えていくということになりますので、今の時点で幾ら枚数とかいうところは、ちょっと正直なところ見えてこないんですけども、きちんと香月泰男美術館の中でシベリヤ・シリーズが里帰り展示出来るような、それもある程度、複数点をこのあたりを県美と話をしているところでございます。向こうとしての——やはり繰り返しになりますけれども、スペックと言うか、収蔵庫に対する能力の部分とスペースを勘案してのお話合いになるというところで、数についてはちょっとすみません、今のところ未定というところでお答えをさせていただきます。

田村委員 その当時、県立美術館の館長は長門市出身の河野良輔先生ですよね。あの先生が坂倉先生とお話になって、香月美術館にシベリヤ・シリーズを持ってきて展示しようという形で、ずいぶんやられたというふうに思ってますけれども、その時の話で収蔵庫も勿論だけれども、そこに持って行くためのトラック、そしてそれが通るための道路、これも工事しなければという話がありましたけれども、そちらのほうは今どのようになっているのか教えていただきたいと思えます。

岡田観光政策課長 今回、展示室改修・収蔵庫増床につきましては、当然、収蔵庫の増床とトラックヤード——今、田村委員ご指摘のトラックヤード、そして車寄せの屋根をつくと。それにあわせてやはりできるだけ外光を遮断する工事とか、そういうところも。それとあと耐火とかそういうところも含めた、今言いましたような道と言うか、道ではなくてトラックからきちんと、輸送したトラックからきちんと収蔵庫へ短時間に収蔵できるような導線というところも確保しての車寄せの工事も、この工事の中には入っております。

岩藤委員 香月美術館は今日も出席をされております学芸員の方が就かれておりますが、この設計に当たっては学芸員さんの意見が反映されているのかをお尋ねをいたします。

岡田観光政策課長 昨年度の実施設計から当然意見を聞いておりますし、当然能力のある学芸員でございますので、そこについても他の美術館等同様な状況も調べておりますので、そこは反映をしているところでございます。

岩藤委員 予算書63ページの各種イベント推進事業についてお尋ねをいたします。今回557万円の減額となっておりますが、どのようなイベントが減額となっておりますか。散策したくなるまちづくりとか映画祭は分かるんですが、各種集客イベントについてはどのようなイベントがあるのかお尋ねをいたします。

和田観光政策課長補佐 本年度集客イベント推進事業につきましては13のイベントに補助のほうを予定しておりました。依山しゃくなげ園開園事業につきましては規模を縮小されて実施されましたけれども、それ以外につきましては新型コロナウイルス感染防止を理由にやむを得ずイベントを中止されておるとこ

ろです。まず始めに長門仙崎花火大会、油谷夏まつりといった全額の補助が不要となったイベント、それから俵山しゃくなげ園開園事業、それから汗汗フェスタ、こういったものにつきましては準備の段階で必要経費を要したということで一部補助というイベントがございまして、今回の補正の段階までに不要額として確認できました 6 イベント、これはすべてお答えした方がよろしいですか。

岩藤委員 今 13 イベントがあるというふうにお答えいただいたので、6 イベントの内容と残りの 7 イベントがこれからまた減額されるというふうな意向でよろしいでしょうか。

和田観光政策課長補佐 すでに補助金の交付決定を済ませておられるイベント、これがながとヨットフェスタ、それから三隅ハーブを楽しむ会、こういったところがすでに交付決定、済まされておりますので、準備段階で要した経費を勘案しまして、不要額を返還していただくということを予定しております。その他のイベントにつきましては委員さんご案内のように、今後不要額を確認した後に減額計上させていただくという予定にしております。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 12:05 —

— 再開 12:06 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、都市建設課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

早川建設部長 それでは都市建設課所管について補足説明をいたします。予算書は 65 ページになります。第 8 款「土木費」、第 2 項「道路橋梁費」、第 3 目「道路橋梁新設改良費」。コード番号が 035、045 になりますけども、従来社会資本整備総合交付金事業であります国庫補助金を活用し実施しておりました市道橋梁等点検業務及び橋梁等の施設維持補修工事につきましては今年度より国土交通省において道路における橋梁等の老朽化対策に関する個別補助制度が創設されたことから、当該事業につきましては歳入、歳出予算とも国の科目に順次、道路交通安全対策事業に予算を組み換えるものでございます。次に現年公共土木災害復旧事業、市道大ヶ峠線道路災害復旧事業につきましては補正予算説明資料の 7 ページに記載のとおりでございます。その他につきましては人事異動による人件費の調整であり、特に補足説明はございません。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員

入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 12:07 —

— 再開 12:08 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、建築住宅課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

早川建設部長 建築住宅課所管につきましては、人事異動による人件費の調整のほか、補正予算書及び補正予算説明書に記載のとおりでございまして、とくに補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 12:08 —

— 再開 12:09 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、教育委員会所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

中谷教育部長 それでは教育委員会所管について補足させていただきます。はじめに補正予算書の 68、69 ページ、第 10 款「教育費」、第 1 項「教育総務費」、第 3 目「教育振興費」ですが、補助教員設置事業の 132 万 4,000 円につきましては、補正予算説明資料の 5 ページに記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症による夏季休業の短縮に伴い、増加した授業日数分の特別支援教育補助教員の報酬を追加計上しております。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止いたしました長門市学校教育研究大会及び中学生海外派遣事業、長門サイエンスフェスティバルの 3 つの行事の経費について減額計上しております。続きまして補正予算書の 71 ページ、第 2 項「小学校費」第 1 目「学校管理費」の小学校情報機器等整備事業 676 万 2,000 円及び第 3 項「中学校費」第 1 目「学校管理費」の中学校情報機器等整備事業 350 万 1,000 円で、補正予算説明資料では 6 ページに記載しております。国が推し進めております GIGA スクール構想の早期実現に向けて本市におきましても本年 3 月定例会において市内すべての小中学校に高速大容量の校内情報通信ネットワーク環境を整備するための補正予算を行うとともに、6 月補正予算においても新型コロナウイルス感染拡大を受けた国の端末整備スケジュールの前倒しに伴い、本年度中に市内全児童生徒 1 人 1 台の学習用端末を整備する予算措置を行い、子どもたちの学

びを保障する環境整備を進めているところでございます。このような中、この補正予算では今後新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業に備え、オンラインでの家庭学習の環境が整っていない就学援助受給世帯等への支援対策として、ケーブルテレビの加入負担金やインターネット工事費など通信環境整備に係る経費を補助するための予算のほか、遠隔学習などを行う際、教師と児童生徒との通信を円滑に行うため、学校で使用する通信機器を整備する予算を計上しております。また、GIGA スクール構想のもと、加速する ICT 機器整備に対応するため、学習用端末の運用や、事業での活用の支援、使用マニュアルの作成など教育の情報化に関する全般的な助言、支援を行う GIGA スクールサポーターを配置するための予算を計上しております。このほか、このたびの補正予算において 4 月の人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

三輪委員 予算書 71 ページの小学校費、中学校費の小学校情報機器等整備事業について、並びに中学校情報機器等整備事業についてお尋ねをいたします。まず最初に GIGA スクールサポーターという言葉が出てきたのですが、これは ICT 環境整備の初期対応について、技術的側面から支援をする役割とありますが、具体的にどのような業務をされるのかをお尋ねします。

松崎教育総務課長 それでは GIGA スクールサポーターの具体的な業務内容についてお答えをいたします。まずサポーター業務におきましては、教育委員会や学校との打ち合わせ、学習用端末の使用方や学習への活用方法の提案、その提案毎にマニュアルの作成、作成したマニュアルの学校への周知、学習用端末導入後の使用や活用方法の教員向けの研修会の開催、長門市教育情報セキュリティポリシーの作成及び学校や教育委員会に対する教育情報化に関する全般的な助言、支援などを考えております。

三輪委員 かなり専門的な方だと思いますけど、どのような方がこの GIGA スクールサポーターになれるのか、どこか業務委託してそこから派遣をさせていただくのか、それとも市独自で探されて雇用されるのかお尋ねをいたします。

松崎教育総務課長 この GIGA スクールサポーターにつきましては、ICT に精通した技術者や ICT を活用した教育に関する支援が可能な業者を選定する必要があり、選定にあたっては公募型プロポーザル方式により業者選定を行う方向で検討を進めておるところでございます。

三輪委員 それで、人数は小学校 2 名、中学校 1 名というふうに理解してよろしいのでしょうか。

松崎教育総務課長 人数につきましては、先ほど申しあげました業務につきまして、業者のほうから提案をいただくように今考えているところでございます。

三輪委員 次いってもいいですか。

重村委員長 まず関連をお受けしたいと思います。この事業につきまして、関連がございましたら。

中平委員 今三輪委員も言われましたが、この小学校、中学校、同じような事業でありますので、答えが一緒だったらそういうふうに答えていただきたいと思います。この2つの事業の国・県支出の財源というのは、コロナ関連の財源と思ってよろしいのでしょうか。

松崎教育総務課長 GIGA スクールサポーター業務ということで、財源についてお答えさせていただきます。このGIGA スクールサポーター業務につきましては、文部科学省所管の公立学校情報機器整備費補助金を財源としておりまして、その補助率は2分の1になっております。

三輪委員 続きまして、通信環境整備費補助金についてお尋ねをいたします。6月定例会の一般質問の先野議員の質問があったと思います。そのときに家庭の通信環境を調査するというふうなお答えがあったというふうに記憶しておりますけど、その調査結果というのはどのような結果だったのでしょうか。

松崎教育総務課長 先般、各学校を通じて児童生徒の家庭用ICT機器利用環境に関する調査を実施いたしました。調査は無記名で回収率が91.5%でございました。調査の結果につきましては、90.9%が自宅で児童生徒がインターネットを利用することができる機器や環境があると回答がございました。また、自宅でインターネットを利用することができる児童生徒のうち、無線LAN、Wi-Fiを使ってインターネットができる家庭が91.2%あり、全体で約9割の家庭において何らかの通信環境、通信機器が整備されていることが分かりました。更に、本調査に合わせて、長門市ケーブルテレビの加入調査も行ったところ、加入率は87.8%という結果になりました。

三輪委員 それでは、その対象者として就学援助費受給世帯等とありますが、これは今言われた残りの1割の方という意味でよろしいんですか。

松崎教育総務課長 委員ご質問の1割の方ではなくて、就学援助世帯等というのは、この中に就学援助費受給世帯、それと特別支援教育就学奨励費の支弁区分が第1段階の世帯を今意味しております。この方々に、今の通信環境整備費補助金について支援をしていく考えでございます。

三輪委員 ということはそれに、対象にあたらぬ方は自前で整備をしてくれということでよろしいんですか。

松崎教育総務課長 今回9月補正で計上しました通信環境整備費補助金につきましては、長門市ケーブルテレビのインターネットを活用した家庭でのオンライン環境整備を進めているところでございますが、今回の整備につきましては、経済的理由により、子どもの学習環境に格差が生じないようにとの考えのもと

制度化したものでございます。なお、就学援助費受給世帯等に該当しない世帯につきましては、すでに全額自己負担で整備されている世帯との均衡を保つ観点から、本補助金の対象外としております。対象とはしておりません。

三輪委員 じゃあその方々がもし、マスク着用と同じように拒否された場合はどのようにされるんですか。

松崎教育総務課長 教育委員会としましては、できるだけこの補助金制度を利用してインターネットを整備されていない就学援助世帯につきまして整備を図っていきたいというふうに考えておりますので、そのあたりは学校とも協力しながらこの制度を使って通信環境の整備に取り組んでいただくよう努力してまいりたいと思っております。

林委員 ちょっと今三輪委員の関連になるんですけども、小学校費でいくと、就学援助受給世帯数、それから特別支援教育就学奨励費受給世帯数、これが第1段階支弁区分ということで、120世帯。これ小学校ですね。就学援助受給世帯の兄弟世帯数31世帯というふうに、根拠としてあるんですけど、これダブリというか、中学校とのあれは配慮されているんですか、当然。別。そのあたりの説明をお願いします。

松崎教育総務課長 委員ご質問の小学校と中学校の、そのあたりの整合性というものは取っておりません。

林委員 予算の積算上は当然それぞれで組んでいるけれども、たとえばそこが兄弟とかいうことは配慮されていないということではよろしいでしょうか。

松崎教育総務課長 予算の計上においては各々の世帯で計上しておりますけど、制度上につきましては小中学校の一家庭で考えたいと思っておりますので。よろしいでしょうか。

林委員 今さっき小学校は言いましたけど、中学校費で言うと就学援助費受給世帯数、それから特別支援教育就学援助費受給世帯数が73世帯ですよね。第1段階の支弁区分。特別支援教育の。就学援助受給世帯の兄弟世帯数が6世帯ということで、この数字と先ほどの小学校の数字というのは、根拠として別物なのか、それともそれをダブったところは排除しているのかということのはちょっと確認したかったんですけど。予算上の根拠は分からなかった。

松崎教育総務課長 無線LANルーターのことでよろしいのでしょうか。

林委員 長門市のケーブルテレビ加入負担金は120世帯で・・・15世帯か、だから。加入率12.2%。ここの数字、予算上の積算の数字と小学校と中学校の数字というのは別なんでしょう。別物としてやっているんですか。それとも同じ同一世帯だけということのは分かって、そこは除けていないんですか。同じ世帯でも小学校と中学校と分けているのか、一緒に積算しているのか、そのへんを聞いているんです。

松崎教育総務課長 予算上の計上については分けてはおりません。ダブってはい。

重廣委員 説明資料の 5 ページの補助教員設置事業につきまして、報酬が書いてありますが、何日分で何人分なのか説明願います。

伊藤学校教育課長 通常であれば夏季休業のところ、夏季休業の短縮で授業を行った日数が 13 日間でございます。13 日間でございますが、述べ支援員さんが 22 名おります。22 名のうち、お一人が最大週 20 時間勤務ということで、条件が 16 時間勤務とか 12 時間勤務とか、それぞれまちまちでございます。その最大の可能性を計算したものが 880 時間、13 日間に 880 時間総必要時間数として考えております。

重廣委員 この特別支援員さんというのは、当初予算からございましたよね。それまでに学校のあるときだけですよね。それで夏休み 13 日間減らしたから増やしたと。計算上は合うのかなというのが、それまでに休みがございますよね。休みだったときにその方は出ちょっちゃないわけですから、その分を差し引きしたときに、私は休みのほうが長かったというふうな計算なんですよ、頭の中で。それで追加分だけ出されたというのがちょっと納得いきませんで、そのあたりを説明お願いします。

伊藤学校教育課長 議員ご指摘のとおり、この補助教員につきましては、授業が行われる日に原則勤務があるという形でございます。しかしながら、今回の先般の長期に渡る臨時休業中、各家庭に家庭訪問を教員が実施し、それから課題を作成し、という形で休業と、子どもがいないけれども教育活動は続いておりました。ということと、雇用の面からもありまして、この臨時休業中教育支援員につきましては雇用を継続しておりました。ですから、今回新たな 13 日ということにつきまして計上させていただく必要が生じたわけでございます。

早川委員 予算書のほうで 71 ページに、小中学校で車両船舶等借上料、マイナス、減額出ているんですけども、これの説明をお願いいたします。

松崎教育総務課長 今回の車両船舶等借上料の減額の理由につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止といたしました陸上記録会、音楽会、中学校体育連盟の大会等のバスの借上料の減額を計上しております。具体的には小学校教育振興費では、小学校陸上記録会のバスの借上げ、小学校音楽会バス借上げ、日生劇場フェスティバルバス借上げ、中学校におきましては、先ほど申しあげました中体連の大会のバスの借上げ、あと音楽会のバスの借上げ等がございます。

重村委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 12 : 31 —

— 再開 12 : 32 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 17 号につきましては午後の審査のほうに回りたいと思います。午後の審査の再開を 13 時 30 分とさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

— 休憩 12 : 33 —

— 再開 13 : 30 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 17 号「令和 2 年度 長門市一般会計補正予算（第 9 号）」を議題とします。歳入と歳出を一括して審査します。はじめに、企画政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたら願います。

長尾企画総務部長 補足説明はとくにありません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、財政課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたら願います。

長尾企画総務部長 補足説明はとくにございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機を願います。

— 休憩 13 : 31 —

— 再開 13 : 31 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、健康増進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたら願います。

光永市民福祉部長 健康増進課所管の補正予算、インフルエンザ予防接種費用助成事業及び地域外来・検査センター設置運営事業につきましては追加補正予

算説明資料 1 ページに記載しているとおりであり、特に補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 先ほどは失礼いたしました。インフルエンザ予防接種費用助成事業、追加補正予算書の 11 ページ、説明資料 1 ページですけど、この算出根拠についてまずお尋ねします。

堀市民福祉部審議監 予算書 11 ページの予防接種事業の内訳ということですけども、まず通信運搬費 134 万 6,000 円ほどあげております。これにつきましては予防接種を行うにあたって対象者宛に直接通知をするということで、郵券料を計上しております。次に予防接種委託料 874 万 4,000 円でございますけども、これにつきましては定期接種、いわゆる 65 歳以上の高齢者を対象とした定期接種、これにつきましては今山口県は自己負担 1,490 円取っておりますけども、それ以外につきましては公費で委託料として支払っております。これにつきましては当初予算で計上しておりましたけども、このたびその 65 歳以上の 1,490 円も無料化するというので、接種率が上がるであろうというところを今見込んでおります。これにつきましては、委託料が不足する部分を補正としてあげた部分が 874 万 4,000 円でございます。一番下の予防接種扶助費とございますけども、これがこのたび予防接種費用を無料化する金額というふうに考えていただければと思います。

中平委員 この説明文の中に障害者支援施設入所者とありますが、この方々の予防接種を受けに行かれます移動費及び付添人等の費用はこの中に含まれているのでしょうか。

堀市民福祉部審議監 今の施設入所者の方でございますけども、移動等にかかる費用は計上しておりません。

中平委員 続きまして、高齢者の場合、施設等とか自宅等でも移動のかなわない方の予防接種はどのようにされるのでしょうか。

堀市民福祉部審議監 高齢者の方等につきましては、移動に係る部分は公の予算の方では計上しておりませんが、実際のところ、施設の入所をしていらっしゃる方につきましては、施設のほうがまとめて全員の方に接種しておられます。方法としましては、基本的にはお医者さんのほうに来ていただくというかたちでやっていらっしゃるかと思います。またご自宅の御高齢者につきましては往診等とかで定期的に診療所等に受診される時に合わせて接種をされるというかたちで今考えているところでございます。

中平委員 これ一回あたりの予防接種費用で 4,000 円を助成するという話ですけど、平均を取ると大体その予防接種の費用というのはどのくらいの金額にな

るのでしょうか。

堀市民福祉部審議監 予防接種の費用でございますけども、先ほど言いました定期接種につきましては今山口県が1回あたり4,950円ということで定めております。ただそれ以外の方は任意接種ということになるんですけども、これは実際には医療機関によってばらつきがございます。私どもで平均して4,000円程度であろうと考えているところでございます。

中平委員 ということは4,000円くらいで大体接種費用がまかなえるということでしょうか。

堀市民福祉部審議監 全部が全部4,000円以内かということそうじゃないかもしれませんが、一応山口県のほうもこの補助事業を作っておりますが、それにつきましては4,000円ということではございますので、ほばいけるのではないかと考えております。

中平委員 対象者の延べ人数がわかったら教えてください。

堀市民福祉部審議監 対象者の人数でございますけど、65歳以上の方が約1万4,310名、あと60歳から65歳で該当する障害をお持ちの方が約20名、妊婦の方が約140名、障害者施設入所者等が約70名ということで合計14,540人程度を想定しているところでございます。

中平委員 最後の質問にします。この予防接種に対する優先順位、いろいろな優先順位がありますが、その大まかなことが分かりましたらお教え願います。

堀市民福祉部審議監 優先順位ということでございますけれども、今国の方で今年につきましては優先接種というのを出しておりますけども、これにつきましてはまずは定期接種の対象の方が1番、それから医療関係従事者、あと妊婦さんと、あと子どもさん、生後6カ月から小学校2年生程度までということで優先接種ということで国の方が呼びかけておるところでございますけれども、そのうち子どもさんにつきましては県の事業が行われますので、それと長門市といたしましては施設入所者の方の感染が拡大するという恐れがございますので、一応優先接種していただきたいということで補助事業の中に入れておるところでございます。

中平委員 次は地域外来・検査センター設置運営事業、補正予算説明書で11ページ、説明資料だと1ページですが、まず算出根拠をお伺いいたします。

堀市民福祉部審議監 地域外来・検査センター設置運営事業ということで、設置にかかる費用または運営し出してからに係る費用ということでまずは時間外勤務手当、医師等執務報償等につきましては人件費でございます。消耗品、一応キットとかも買うようになりますので消耗品。あと通信運搬費ということであげておりますけども、これにつきましてはタブレットのほうを各医療機関希望のところには準備することとしておりますので、その通信費でございます。

委託料が一番大きいんですけども、これにつきましては PCR 検査の委託料ということで 1,680 万 8,000 円をあげております。次に備品でございますけども、備品につきましては先ほど言いましたタブレット、あとは医療廃棄物のホルダー等を今準備しておりますのでその経費でございます。

中平委員 今審議監も述べられましたけども PCR 検査、医療廃棄物運搬処理業務、合わせて 1,699 万 1,000 円になっておりますけど、各々はどれくらいの値段なんですか。

堀市民福祉部審議監 予算説明資料の PCR 検査医療廃棄物運搬処理業務が 1,699 万 1,000 円ですけどもこの内訳ということよろしいですか。（「はい」と呼ぶ声あり。）これにつきましてはまず PCR 検査の業務委託料が 1,684 万 8,000 円でございます。あと医療廃棄物運搬業務委託料ということで医療用の廃棄物につきましては専門の業者の方でアルミの廃棄運搬等をしていただきますので、その経費としまして 14 万 3,000 円、内訳として 2 つの内訳がございます。

中平委員 その下にタブレット通信費とあります。118 万 8,000 円。これは何台のタブレットをどのくらい使うかというのを教えてください。

堀市民福祉部審議監 タブレットの経費として今 276 万円程度あげておりますけども、これにつきましては台数で言いますと 26 台でございます。一応、1 医療機関に 2 台ずつ貸与するということを考えております。それで 13 件分というかたちになろうかと思えます。

中平委員 すみません、私の質問の仕方が悪かったみたいで、通信費、通信費が何台で何か月くらいの金額でしょうかという質問です。

堀市民福祉部審議監 申し訳ございませんでした。通信費につきましては一応 26 台分ということで 10 月から 3 月までを予定しております。

中平委員 最後の質問ですけど、期間。開始と大まかな終了日は。未定でしたら未定で結構ですので、お教え願います。

堀市民福祉部審議監 検査センターの開始と終了ということよろしいかと思えますけども、開始につきましては明日、24 日木曜日からということで考えております。終了なんですけども、終了につきましては今現在の状況でいつまでというのは分かりません。実際にはこの事業は県の事業を長門市が委託を受けてやっているということで、県につきましても予算的には今年度 3 月までを見込んで計上しておりますので、本市におきましても 3 月までを見込んでおりますが、その以後、またはそれまでは今の状況、感染の状況を踏まえて県の方が主体的に決定されるものと考えておるところです。

林委員 予算のそれぞれの根拠については今中平委員が聞きましたけど、ちょっと素朴な疑問なんですけれども、9 月 11 日の議会開会初日の本会議終了後に全員協議会を開かれて、この PCR 検査のことについて説明がありましたけれど

も、これからご承知のように、季節性のインフルエンザと新型コロナの同時流行というか、そういうのがこれからの季節非常に懸念をされています。実際地域外来検査センターというのと、その設置と、これからたとえば風邪の症状で、もしかしたら熱があると言った場合でもここに行かなきゃいけないんですか。要するに、医療機関、よく聞くのが全国的に問題になったのが、結局発熱患者が医療機関に行こうとしても新型コロナの疑いがあるって医療機関が面倒見れないから断られたりとか、たらい回しにされたという事例がたくさんあるんですけども、実際今の医療体制とか、発熱した場合の対処というのはどのように考えたら良いんですか。市民的に。考えるとしたら。

堀市民福祉部審議監 今委員さん言われました、発熱等がある患者さんの場合どうかかり方をしたら良いのかというところでございますけども、実際に今検査センターで検査をするところということでございます。まずはそういう症状でご本人さん的にはひよっとしたらインフルエンザかコロナかというところがもしあった場合には、まずかかりつけ医さんのほうを受診していただいて、そのお医者さんが検査が必要と判断された場合にこの検査センターのほうで検査をしていただくというような流れになります。

林委員 それで、今のご説明だと、たとえば私が熱がある。私はかかりつけ医なんていません。たとえば仮にいたとして、かかりつけ医に電話をして、その電話で聞き取りというか、そういう判断をされるんですか。それとも実際にかかりつけ医、たとえば開業医であれば〇〇医院に行って実際に処置をしてもらって、もしかしたら行って言うて行くわけですか。どうなんですか。そこで医療機関が嫌がるんじゃないかと思うわけ。開業医とか、熱くらいなら。でももしかしたらコロナかもしれない。でもそれが、もしそれが、この人たちが別に防護服を着ているわけでもないし、普通に一般外来と一緒に検査をするので、ちょっとそのへんの懸念があるんですけど、実際に電話での対応なんですか。それとも実際に診察というか、検診を受けるわけ。病院に行って。

堀市民福祉部審議監 実際には今から市民の方等にいろいろ周知させていただく中では、先ほど委員さん言われましたように、全員に病院のほうに電話してくださいという形で、これは国のほうも今言っておるものでございます。そこで電話で全て済むかと言えば状態にもよると思うんですけど、その話を聞かれる中で、ひよっとしたらもう電話だけでこれはコロナの検査したほうが良いという場合もあるかもしれませんが、基本的にはまずはどういう形で、パンフレット等もお渡しするのが院内感染防止のためということで、大きな病院であれば導線も分かるとか、受付に体温測られる方がいらっしゃるとか、そういうことも可能ですけども、診療所等になるとなかなかそういうのも難しいという中で、一応院内感染というのを防ぐための一つとしてまず電話で聞いて

ていただく、あれだったら、ひょっとしたら医療機関もいろいろ考えられて、発熱患者さんはちょっと時間を、この日の何時に来てくださいますかというのがあるかもしれませんがけれども、基本的には電話で全てということではないと思います。あくまでも診察をしていただいたうえで、その医師の判断により必要があると認めれば検査センターでの検査の予約をしていただくという流れになるかと思いますが。

林委員 分かりました。市民には非常に、医療機関ももちろんそうですけども、やっぱりこのへんの周知徹底というのはやっていただきたいというふうに思いますし、ちょっと私医学的な知見を有していないのでよく分かりませんが、検体採取をすると。要するにドライブスルー方式で。その唾液の検体が採取される。これの精度というか確度というか、このあたりはどの程度のレベルなんですかね。抗体検査とかいろいろあるじゃないですか。ちょっとそのへん分かる範囲で結構ですので、説明していただけますか。

梶山健康増進課長 PCR 検査につきましては、鼻咽頭で検体採取する方法と、唾液という方法がございます。この度検査センターにつきましては、鼻咽頭という形ではなく、唾液という方法を選択しておりますが、国のほうでも発症から 9 日までの検体につきましてはマルという形で対応して良いという形にはなっています。議員さんおっしゃるとおり、鼻咽頭に比べますと、医学的には少し精度が最初の頃は劣るからということが言われていたんですけども、正式にそれが認定されておりますので、こちらのほうとしてもそれでやっております。10 日以降になりますと、どうしても難しいということで、保健所を通じて帰国者接触者外来で行ってもらいますけれども、10 日以上発症してからということですので、検査センターとしてはもう唾液にして、できるだけお医者さんのほうが対応できるようにというふうに考えております。

田村委員 PCR 検査センターにつきまして、これの県事業を受託されたということなんですけども、この長門のセンターの責任者、運営自体のね。その前に運営主体は県ですか、市ですか。

梶山健康増進課長 県からの委託にはなりますけれども、運営主体としては市となります。

田村委員 そうすると、このセンターの責任者は誰ですか。どなたになりますか。別に個人名はいりませんが、たとえば医師会長とか、市の職員とか、どなたがこのセンター長になるんでしょうか。予定されているんですか。

堀市民福祉部審議監 県のほうから委託を受けて受託して、長門市が運営するということになりますので、長門市の責任者が、最終的な責任者ということで、市長が責任者になると考えております。

田村委員 確認ですけども、そうすると、今言われたようにこのセンターの最

終的な責任者は市長であるというふうに答えられましたけども、そういうことでよろしいですね。間違いないですか。

堀市民福祉部審議監 はい、間違いございません。

田村委員 私は非常に正しいことだと思いますよ、それが。当然市長がおやりになって正しい事と思いますけども、少し心配なのは、もしこの新型コロナの問題はいろいろ事故が発生する可能性も高いわけですよ。唾液の検査のつもりが、なかなかそうでなかったり、あるいはそこから感染が広がったりというふうなことになるわけですね。そういう点からすると、やっぱり責任体制というのもしっかり取っておかなければならないと思います。そのあたり市長の見解をお尋ねしたいと思います。

江原市長 実際、今、責任者、長門市の市長がという話なんですけども、運営にあたっては当然医師の方々、医師会の方々のご協力なくしては運営できないわけですので、そこは医師会の方々と意思疎通をしっかりとやって、両方協働してしっかりとやっていきたいというふうに思っているところでございます。また、先ほどから話があった、よく聞かれるのでお答えしますけれども、1週間に1度、2時間で良いのかという話をほかのところからもよくお聞きするんですけども、実際ほかはもう先行してやっていたら自治体さんとか聞くと、やはり1日数名しか来られないというお話も聞きますので、実際1週間に1日、2時間から始めて、これからインフルエンザの時期にもなりますので、増えてくれば当然2回にするとか、検討していかないといけないというふうには思っております。

田村委員 これの予算の内訳ですけども、私が事前にお尋ねすれば良かったんですけども、確かめていないんですが、この検査センターのその他の予算、1,680万8,000円、これの中身を教えてくださいたいと思います。

堀市民福祉部審議監 すいません、予算説明資料の財源内訳その他の1,684万8,000円の中身でよろしゅうございますかね。これにつきましては、一応検査を医療機関から検査センターが委託を受けるという形になります。この検査につきましては、今診療報酬の中に入っておりますので、一応1検査あたり1万8,000円というのがあります。これ、検査を検査センターが1件行いますと、受診された医療機関から市のほうに1万8,000円が入ってくると。これは今雑入で受けるようにはしておりますけれども、その年間の見込みの金額をその他として財源内訳にあげているものでございます。

田村委員 これで最後にしますけども、それで、僕は頭を整理するために関係課で教えていただきたいんですが、たとえば私が熱があるけども、PCR受けてみようかと。受けたほうが良いんじゃないかと思って、一番最初にやることはまずかかりつけの診療所に行って相談する。それは電話でもオーケー。先生が

判断されて、PCR センターのほうに行きなさいということを保健所のほうに連絡する。保健所が許可をしたら PCR 検査に行く。そういう流れをきちんと整理して教えてください。

堀市民福祉部審議監 今、田村委員さんから流れについてのご質問をいただきました。言われておりましたとおり、まず電話でかかりつけ医等に電話していただいて、合わせて受診もしていただいたうえで、そのお医者様が検査が必要と判断された場合に、まずお医者さんが検査センターのほうの予約を取られます。その予約を取られた日にち、時間を患者さんにお伝えして、その予約の日時に検査センターのほうに行って検査を受けていただくということで、今言われました保健所の経由のほうもございますけれども、今検査センターで検査をするにあたっては全く保健所を経由する必要はございません。あくまでもお医者さんが必要と判断されれば検査センターの予約を取ってすぐ検査をしていただくという流れになります。

田村委員 すみません。もうひとつ確認ですけれども、かかりつけ医のいない市民の方というのはいらっしゃると思うんですよね。その方々はどうされるんですか。

堀市民福祉部審議監 お答えいたします。かかりつけ医でなくても、市内の医療機関に行っていたら、そこの医療機関の先生が必要と判断されれば、検査センターまたは保健所経由で検査が受けられるという体制は整えております。以上です。

重村委員長 ほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 14 : 01 —

— 再開 14 : 02 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 17 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。大変お疲れでございました。

— 閉会 14 : 02 —